

身元保証人とは（2）

今回は、「身元保証人」の役割について、①お金に関することと、②命に関することの2点を、有料老人ホーム入居の際に求められる「身元保証人」の例でお話ししていたところです。

「身元保証人」というと、お金の面での連帯債務保証が怖いと感じる方が多いと思います。しかし、老人ホームの毎月の利用料支払に関する連帯債務保証というのは、もともとある多額の借金の返済に関する連帯債務保証とは、性格が異なります。



毎月の利用料支払が滞る理由は、大きく分けて2つあります。1つは引落口座の残高不足で、他の口座には支払い余力がある場合、もう1つは支払い余力がない場合です。

1つめの場合には、その時に本人がまだ判断力を有していれば、銀行に同行するなどして支援しながら口座間の資金移動を行えば済むことです。もう1つの支払い余力がない場合には、出来るだけ早期にその予兆を発見し、年金収入の範囲内で支払える施設に転居していただくお手伝いをするようになります。本人が居所を決定できる判断力が不十分な場合には、後見人選任の手続きを行って（OAG ライフサポートであれば、任意後見契約の効力を発生させて）、後見人として居所の選定を行います。

このように、施設利用料の連帯債務保証については、もともと入居の際に資産が不足しないことを試算していただくこともあり、身元保証人の業務としては、それほど大きな心配事項ではないというのが正直なところです。

それよりも「身元保証人」の役割として重要であり重い責任を持っているのが、最終的な身元（身柄）のお引受けです。

一番分かり易いのは、老人ホームと入居契約をしている間にお亡くなりになったときです。老人ホームの居室で看取り介護によって亡くなった場合はもちろん、老人ホームで具合が悪くなり病院に入院して亡くなったときも、亡くなった後のことについては老人ホームも病院も権限がありませんから、身元保証人が亡くなった方のその後のことに責任を持たなければなりません。亡くなった方の祭祀の主宰（喪主）の権限や、死後事務として老人ホームの契約を解除する権限など、家族であれば当たり前には有している権限を、身元保証人が有しているかということが、ここで大切になってきます。

生きている間に、身元（身柄）を引き受けなければならないケースもあります。入居していた老人ホームを退去しなければならないときです。退去理由としては、その老人ホームが対象としている介護状態に合わなくなり、適切な介護が受けにくくなった場合や、他の入居者に暴言・暴力等による危害を与えてしまった場合があります。そういうときは、すでに本人は退去して他の施設に移ることにする判断力を失っている状況であることがほとんどですので、身元保証人が適切な意思決定の支援を行うことで、本人がその後も安心して過ごしていけるように導かなければなりません。

つづく